

県営集落基盤整備事業 朝霧高原地区（富士宮市）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

静岡県知事 川勝平太